

第11号様式(第13条関係)

5瀬環指令第9号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市松ヶ枝町三丁目30番地

氏 名 ホーメックス株式会社

代表取締役 餅原 幹也

令和5年8月17日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和5年10月1日

瀬戸市長 川本雅之



取扱一般廃棄物の種類	一般廃棄物
取 扱 業 務	収集及び運搬
業 務 区 域	市内全域
許 可 期 間	令和5年10月1日から令和7年9月30日まで
条 件	<ol style="list-style-type: none">許可は申請内容の範囲とする。一般廃棄物の収集運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項によること。上記の他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもの、関係法令、条例及び瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱を遵守すること。尾張東部衛生組合が定める施設使用の条例等を遵守すること。一般廃棄物の処分にあたっては、適正に分別し、資源化に努めること。